

要改善事項及び是正処置に係る活動の実施状況

令和5年2月28日までに総括マネジメント管理者の確認を受けた要改善事項等の一覧

(令和3年度第69回原子力規制委員会(令和4年3月2日)では是正処置完了を報告した案件を除く)

番号	総括マネジメント管理者の確認日		件名	担当部署
	要改善事項	是正処置		
1	令和3年3月5日	令和4年11月17日	原子力規制委員会ホームページにおける非公開情報の誤公表	実用炉審査部門
2	令和3年5月13日	令和4年4月28日	原子力規制委員会報告資料における誤記	研究炉等審査部門
3	令和3年6月10日	令和4年9月9日	東日本大震災復興特別会計の移替えの手続きに係る不備	監視情報課
4	令和3年8月31日	実施中	特定重大事故等対処施設に関する文書の秘密文書としての指定漏れ	技術基盤課
5	令和3年8月31日	実施中	特定核燃料物質の防護に関する文書の不適切な保存方法	技術基盤課
6	令和3年11月5日	令和4年7月21日	原子力規制検査時に携帯する検査官証等の紛失及び検査官証等の失効時の事務手続未整備	検査監督総括課
7	令和3年11月24日	令和4年9月9日	福島沖海底土中のSr-90の分析仕様の不整合	監視情報課
8	令和3年12月20日	令和5年2月27日	放射線審議会委員の委嘱手続における辞令の日付の誤記載	人事課 放射線防護企画課
9	令和4年1月19日	令和4年10月25日	秘密文書を取り扱う職員の範囲の未設定	監査・業務改善推進室
10	令和4年2月1日	実施中	審査ガイド改正時の新旧対照表作成誤りによる改正不備	技術基盤課
11	令和4年2月9日	令和4年6月29日	原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁幹部の面談リストの規制委員会ホームページへの掲載漏れ	総務課
12	令和4年2月9日	実施中	扶養手当の誤支給	人事課
13	令和4年2月14日	実施中	令和2年の給与支払に係る法定調書等の誤報告	会計部門

14	令和4年2月14日	令和4年2月9日	京都大学臨界実験装置(KUCA)設置変更承認における申請書の添付書類漏れ	研究炉等審査部門
15	令和4年2月17日	令和4年6月6日	核燃料物質使用者による湧出し対応の未処理の長期化	保障措置室
16	令和4年2月17日	令和4年6月6日	便宜供与依頼に係る手続不備	保障措置室
17	令和4年5月17日	令和5年2月9日	3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備	研究炉等審査部門
18	令和4年5月24日	実施中	第54回核燃料取扱主任者試験における出題ミス	規制研修課
19	令和4年5月24日	令和4年11月17日	第63回原子炉主任技術者試験口答試験における受験通知書のメールアドレスの記載誤り	規制研修課
20	令和4年5月24日	実施中	第64回原子炉主任技術者試験筆記試験における受験票の試験日程の記載誤り	規制研修課
21	令和4年6月3日	令和4年7月14日	失効・廃棄事務手続中の検査官証廃棄作業の不適切な管理	検査監督総括課
22	令和4年6月10日	—	原子力第1船原子炉(むつ)設置許可申請書の変更届出写しの送付漏れ	研究炉等審査部門
23	令和4年6月28日	令和5年2月24日	請負契約における仕様書作成時の不適切な事務処理	システム安全研究部門
24	令和4年6月30日	実施中	原子力災害対策指針改正時に発覚した決裁案(新旧対照表)の誤り	放射線防護企画課
25	令和4年7月1日	令和4年8月17日	官報への掲載誤り	総務課
26	令和4年8月12日	令和4年10月27日	原子力規制委員会ホームページへの面談概要・規制法令の処分に関する文書の掲載の遅れ	核セキュリティ部門
27	令和4年8月17日	令和5年2月2日	原子力防災対策車の緊急自動車指定書の紛失	情報システム室
28	令和4年8月19日	令和5年1月13日	モニタリングカーの緊急自動車指定証の紛失	監視情報課
29	令和4年8月19日	—	共同研究協定書の施行先変更に係る手続きの誤り及び遅延について	技術基盤課
30	令和4年8月22日	令和4年11月14日	ウラン濃縮施設における封印交換作業への立会いの不実施	保障措置室
31	令和4年9月29日	実施中	原子力検査官の検査官証の未発行による不携帯	検査監督総括課

32	令和4年10月17日	実施中	原子力検査官(核物質防護)の検査官証の未発行による不携帯	核セキュリティ部門
33	令和4年10月21日	—	査察に係る身分証の発行漏れに伴う不携帯	保障措置室
34	令和4年12月15日	—	原子力規制検査中の放射線管理区域への誤入域	専門検査部門
35	令和5年1月12日	実施中	柏崎刈羽原子力発電所3号炉高経年化技術評価の誤りに係る委員・幹部への報告遅れ	実用炉審査部門
36	令和5年2月27日	実施中	「半年度操業-査察計画」に係る処理の滞留について	保障措置室

(※)是正処置の欄の「—」は、是正処置を不要としたことを示す。

番号	1	担当部署	実用炉審査部門
件名	原子力規制委員会ホームページにおける非公開情報の誤公表		
内容	<p>&lt;経緯&gt;令和3年1月21日に実施した日本原子力発電(株)との事業者ヒアリングの面談録について、担当者が議事要旨を作成し、令和3年2月2日に原子力規制委員会ホームページで公開した。令和3年2月5日に事業者から、当該議事要旨の中に非公開情報が記載されているとの連絡があった。連絡を受けた審査官がホームページ上で当該議事要旨を確認したところ、非公開情報が含まれていた。</p> <p>&lt;問題点&gt;当該議事要旨の中に含まれていた非公開情報は、情報公開法第5条第2号イ及びロに従い不開示としている事業者の商業機密にあたる情報であり、公表にすることにより競争上の地位を害するおそれがあるものである。ヒアリング後に担当者がヒアリング資料を基に議事要旨を作成した際に、上記情報が非公開情報であることを見落とし、そのまま議事要旨に記載し、公開した。また、公開前に他の審査官や上司の確認を受けたが、担当者と同様に当該情報が非公開情報であることを見落とししていた。</p>		
要改善事項の処置	<p>事業者から連絡を受けた令和3年2月5日に、原子力規制委員会ホームページでの当該議事要旨の公開を直ちに停止した。同日、非公開情報を削除した議事要旨を公開し、是正した旨の連絡を事業者に行った。</p> <p>「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」に基づき、最高情報セキュリティ責任者(原子力規制庁次長)に報告するとともに、Warp(インターネット資料収集保存事業)上に当該面談録が保存されていないことを確認した。</p>		
是正処置	<p>①作業担当者が事業者ヒアリングの議事要旨を作成する際には、非公開情報の有無について事業者資料を基に確認し、非公開情報を含まない記載とすることを原則とする。同要旨に非公開情報を記載しなければならない場合には、作業担当者が事業者資料等を確認した上で、記載内容が適切にマスキングされていることを確認した後、別の担当者によるダブルチェックを行う。</p> <p>②ホームページ掲載を承認する管理職(安全規制調整官等)は、議事要旨に非公開情報が含まれていないこと、又は適切にマスキングされていることを最終確認し、ホームページ掲載を承認する。</p> <p>③非公開情報を含む事業者ヒアリングの議事要旨作成手順及び確認手法については、執務要領を改定し、注意事項として明記する。また、部門内の会議体である部門内会議及び審査企画班会議にて、当該執務要領に追加する是正措置内容を周知徹底する。</p>		

番号	2	担当部署	研究炉等審査部門
件名	原子力規制委員会報告資料における誤記		
内容	<p>令和3年度第1回原子力規制委員会(令和3年4月7日)で報告した「核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況について」において、処分日等に誤記があったことが分かった。</p> <p>令和3年4月20日、原子力規制委員会の年次報告の各省協議において、文部科学省からの指摘により、日本原子力研究開発機構原子力科学研究所放射性廃棄物の廃棄施設の設計及び工事の計画の認可の分割申請その7、その8の申請日が誤っていると指摘があり、原子力規制委員会報告資料の誤記の発見につながった。その後、原子力規制委員会報告資料において誤記がないかを改めて確認したところ、文部科学省から指摘された箇所のほか、保安規定変更認可の処分日の記載漏れなど、合計4箇所の誤記があったことが分かった。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和3年度第6回原子力規制委員会(令和3年4月28日)において、配布資料として、「核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況についての修正について」を原子力規制委員等に配布し、原子力規制委員会報告資料に誤記があったため修正手続きを取る旨を報告した。その後、既に原子力規制委員会ホームページで公表されている「核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況について」の資料について、誤記があったため朱記修正し、差し替える旨を注記し、修正版の資料と差し替えた。</p>		
是正処置	<p>作成した資料を過信せず、正しい資料を公表するという意識を強く持ち、本件について部門全体に認識共有を図るとともに、以下の是正処置を行う。</p> <p>①記載内容を確実なものとするため、担当者が記載した内容について、原班班長がその内容を申請書、許認可文書をもとに誤記がないかの確認を行う。その結果を原班管理職に報告する。原班管理職は、報告を受けた内容について確認を行う。</p> <p>②分割申請の取下げに伴う再申請があった場合、ナンバリングの変更及び取下げ日、再申請日及び経緯を部門内会議資料に記載し、必要情報の整理及び部門内への周知を図るとともに、総括班は、委員会報告直前において時点修正を行うための確認依頼を行い、その結果を反映する。併せて、取下げ等が行われた申請については、文書管理システム上の情報との突合作業を行い、記載内容に誤りのないことを再確認する。</p>		

番号	3	担当部署	監視情報課
件名	東日本大震災復興特別会計の移替えの手續きに係る不備		
内容	<p>監視情報課で執行している予算のうち(目)「放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費」の(イ)令和3年度放射性物質測定調査委託費(東京湾環境放射能調査事業)及び(ロ)令和3年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費(80km圏内外における航空機モニタリング事業)は、東日本大震災復興特別会計で復興庁が予算を管理している事業である。別の省庁で管理している予算を執行する場合は、財務省の予算の執行の移替え(復興庁から原子力規制庁へ)協議を経て予算の執行が可能になる。</p> <p>今般、要改善事項として以下2つの事項が発生した。</p> <p>① 令和3年3月2日に、4月1日から予算の執行を予定している事業について復興庁からの予算の移替え協議の登録依頼があり、3月9日の期日までに登録を行った。この際に、本来、(イ)及び(ロ)の登録を行うべきだったところ(イ)を失念し(ロ)しか登録しなかった。</p> <p>② ①を受けて、3月26日に再度の移替え協議を財務省に対して行い、(イ)を追加登録したものの、予算どおりの金額を登録したため、登録した金額が実際の予算執行に必要な金額よりも過少であった。</p> <p>背景として、①については課内の(イ)に係る資料等の確認が不十分であったこと、②については従前より予算額と執行額の乖離を放置していたことがあげられる。</p>		
要改善事項の処置	<p>①については、3月25日に登録漏れに気づき、会計部門と調整をした上で、3月26日に財務省に経緯の説明を行い、登録の了解が得られ、4月1日から予算を執行できるようになった。</p> <p>②については、5月27日に(ロ)の額を調整し、不足分の約20,000千円分の予算を工面し、(イ)を実施できるようにした。</p>		
是正処置	<p>①について、令和4年度から本委託事業の執行担当を変更し、予算執行担当と移替え手續き担当班が一致するよう業務分担の見直しを行った。加えて、令和4年度予算要求から積算資料を修正し、積算の項目と実施している事業を一致するよう整理したことで、予算額よりも契約額が大きな状態が解消された。</p> <p>令和4年度の移替え協議時には、積算資料を基に確認を行い、担当者を明記したToDoリストを確認し、総括係及び原班で過去資料と照合し、移替えを行った。</p> <p>なお、②については、結果として特段問題が生じなかったため、課内関係者や会計部門への問題提起や相談等の必要がなかった。</p>		

番号	4	担当部署	技術基盤課
件名	特定重大事故等対処施設に関する文書の秘密文書としての指定漏れ		
内容	<p>令和3年3月頃、技術基盤課が保有する特定重大事故等対処施設に関する6件の行政文書について、原子力規制委員会行政文書管理規則(以下「規則」という。)第29条(1)に基づき秘密文書としての区分を変更するための起案を作成していたところ、当該行政文書が規則第29条(1)及び(2)に基づく指定がなされていないことが判明した。</p> <p>経緯を確認したところ、当該行政文書は平成24年及び平成26年に作成されており、規則及び原子力規制委員会秘密文書管理要領(以下「要領」という。)に秘密文書の管理に係る規定が追加された時期(平成27年4月1日)以前に策定されたものであることが分かった。規則及び要領の施行後は、それぞれに準じた文書管理を行っていたものの、秘密文書としての指定がされていない状態であった。</p>		
要改善事項の処置	6件の行政文書について、令和3年5月14日に規則第29条(1)に基づく秘密文書の指定及び同条(2)に基づく必要事項を定めるための起案を施行し、秘密文書として登録した。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	5	担当部署	技術基盤課
件名	特定核燃料物質の防護に関する文書の不適切な保存方法		
内容	<p>令和3年5月頃、総務課公文書監理・情報化推進室から指示のあった令和3年度秘密文書管理状況調査に基づき、技術基盤課が保有する秘密文書について確認を実施した。その際、技術基盤課の保有する秘密文書のうち、特定核燃料物質の防護に関する情報を含む文書(令和元年9月13日第29回原子力規制委員会臨時会「発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護回路のソフトウェアに起因する共通要因故障対策について」)が実用炉審査部門の保有するクローズド LAN 上に保存されており、技術基盤課長の管理下にないことが判明した。これは、原子力規制委員会行政文書管理規則(以下「規則」という。)で定める行政文書ファイル管理簿の保存場所と異なる場所の保存であり、更に原子力規制委員会行政文書ファイル等保存要領に則さない運用である。また、令和元年9月13日に当該秘密文書が作成されて以降、規則第29条(2)に基づく取扱職員等の情報が更新されていないことも判明した。</p> <p>経緯を確認したところ、令和元年9月頃に当該秘密文書を保存するにあたり、技術基盤課は原子力規制委員会秘密文書管理要領(以下「要領」という。)第7条(4)の要求を満たす保存環境を有していなかったため、保存環境が整うまで暫定的に実用炉審査部門の保有するクローズド LAN 上に保存したものであることが分かった。しかし、当該秘密文書はクローズド LAN 上から取り出されることは無く、技術基盤課担当者の異動に伴いその存在が失念された状態であった。なお、秘密文書の保存方法は、要領第7条(4)の要求を満たしており、問題はない。</p>		
要改善事項の処置	<p>当該秘密文書は特定核燃料物質の防護に関する情報を含むものであることから、技術基盤課の必要な職員に「原子力規制委員会における職員の信頼性確認に関する訓令」第3条に基づく信頼性確認を受けさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該秘密文書取扱職員名簿を更新する。なお、取扱職員は必要最小限の人数とする。</li> <li>・信頼性確認及び秘密文書取扱職員指定を受けた当該職員が、実用炉審査部門のクローズド LAN 上から当該秘密文書を印刷し、紙媒体の形で技術基盤課の管理する金庫に保存し、クローズド LAN 上の文書は削除する。</li> </ul>		
是正処置	是正処置実施中		



番号	6	担当部署	検査監督総括課
件名	原子力規制検査時に携帯する検査官証等の紛失及び検査官証等の失効時の事務手続未整備		
内容	<p>○事象1(新検査官証等の紛失)</p> <p>原子力規制検査を行う職員は、原子力規制検査時に携帯する身分証明書(原子炉等規制法第61条の2の2第4項。以下「検査官証」という。)、立入り検査時に携帯する身分証明書(原子炉等規制法第68条第5項。以下「立入検査官証」という。)及び特定核物質防護等に関する秘密の取扱職務時に携帯する信頼性確認済証(原子力規制委員会における職員の信頼性確認に関する訓令第10条)を携帯し、かつ関係者の請求があるときは、これを提示することとなっている。</p> <p>令和3年8月25日に、原子力規制事務所(以下「事務所」という。)の職員1名より、実用炉監視部門に対して、検査官証及び立入検査証の所在が不明になっている旨の連絡があった。その後、捜索をしたものの発見に至らなかった。</p> <p>これを踏まえ、令和3年9月6日に、検査監督総括課より実用炉監視部門、核燃料施設等監視部門及び専門検査部門の職員に対し、検査官証、立入検査証及び信頼性確認済証の現物確認と結果の報告を指示し、令和3年10月6日時点でさらに職員2名の紛失が判明した。</p> <p>なお、本事象の前(令和3年4月)にも職員1名の検査官証の紛失が発生しており、再発行の処理をしている。</p> <p>また、過去に所属していた職員(令和2年4月1日から令和3年10月6日の間に異動したもの)については調査中である。</p> <p>○事象2(旧検査官証の処理)</p> <p>原子力規制検査が令和2年4月1日に施行され、これによって効力を失った検査官証及び立入検査証(以下「旧検査官証等」という。)は検査監督総括課で回収を行ったが、旧検査官証等を全て回収したか現在も確認中、また、回収後の処理(廃棄等)作業も残っている。なお、旧検査官証等(令和2年4月1日より前に回収されたものを含む。)の手続きに係る所掌が不明確であったが、現在は検査監督総括課にて行うこととしている。</p>		
要改善事項の処置	<p>事象1</p> <p>紛失した職員について、検査監督総括課において原子力規制委員会が交付した検査官証及び立入検査証の原子力規制委員会の印影を抹消扱いとして失効させ、併せて、同職員に対し、検査官証等を改めて発行する。信頼性確認済証は人事課において再発行の手続きを行う。※なお、信頼性確認済証を検査官等が常時携帯する必要はないことから、確認済証自体の発行を取りやめることとし、令和4年3月に関係の訓令を改正した。</p> <p>事象2</p> <p>旧検査官証等は検査監督総括課において保管している。なお、旧検査官証等は令和2年4月1日に施行された改正原子炉等規制法の改正前の規定に基づくものであり、現在使用することはできない。失効等の事務手続きの要否については、今後検討する。</p>		
是正処置	<p>①事象1(新検査官証等の紛失)</p> <p>第41回原子力規制委員会(令和3年10月27日)において、以下の是正処置の方針に</p>		

	<p>ついて報告し、検査官証の取り扱いについて、原子力規制検査等実施要領などのガイド類及び業務マニュアルを定めることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査官は、検査等を実施する際は、検査官証を携帯していることを確認する。</li> <li>・検査官は、検査官証を紛失した場合は、直ちに検査監督総括課に報告する。</li> <li>・検査監督総括課は、紛失と報告された検査官証を直ちに抹消する。</li> <li>・検査監督総括課は、検査官証の所在確認調査を年1回行う。</li> </ul> <p>②事象2(旧検査官証の処理)</p> <p>他課室の手順などを参考にして、検査官証の失効及び廃棄の手順を定めた業務マニュアルを作成し、試運用を行った後、検査グループ内で意見を確認し、令和4年6月に正式な業務マニュアルとして施行することとした。</p>
--	--

番号	7	担当部署	監視情報課
件名	福島沖海底土中のSr-90の分析仕様の不整合		
内容	<p>平成23年3月11日の東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に係る放射線モニタリングを実施するために策定された総合モニタリング計画に基づき、関係府省や地方公共団体、原子力事業者が連携してモニタリングを実施している。当該計画において、海域モニタリングを実施する上での検出下限の目標値が定められており、原子力規制委員会を含むモニタリング実施者は、検出下限値が当該目標値以下となるよう海域モニタリングを実施することとしている。</p> <p>原子力規制委員会が実施した福島県沖海底土中のストロンチウム90の分析のうち、令和2年5月から令和3年5月までに採取した分について、検出下限値が目標値より大きい値で分析し、公表していたことが判明した。</p>		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分析機関が試料中の放射線量を測定した際、総合モニタリング計画で定められた検出目標値を導出するために十分な長時間測定したデータを取得し、現在まで保存していたため、当該データを使用して検出下限値(※)が目標値以下となるよう再解析を行った。</li> <li>※測定対象試料の測定時間を長くすると、測定対象の検出下限値が小さくなる。</li> <li>・再解析で得られた分析結果を、原子力規制委員会の放射線モニタリング情報のホームページで公表した。</li> </ul>		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監視情報課・放射線環境対策室内で担当を見直し、令和4年度以降は総合モニタリング計画の確認を行う福島モニタリング担当班において当該委託事業の契約事務を実施することとした。</li> <li>○その上で、委託事業仕様書における海底土中 Sr-90 の検出下限値の目標値を、総合モニタリング計画と整合する値に設定した。また、仕様書に「総合モニタリング計画の改定が行われた場合は、その改定に合わせたモニタリングを実施すること」、という規定を入念的に設けた。</li> </ul>		

番号	8	担当部署	人事課 放射線防護企画課
件名	放射線審議会委員の委嘱手続における辞令の日付の誤記載		
内容	<p>放射線審議会委員の人事に関し、14名の委員のうち5名の任命(再任)について、令和3年度第3回原子力規制委員会(令和3年4月14日)で決定された。これを受け、令和3年5月24日に放射線防護企画課の担当者Aから人事課の担当者Bに対し、5名への発令手続きを依頼した。</p> <p>令和3年6月6日、Bは辞令案を作成するにあたって、辞令に記載すべき内容をまとめた一覧表を作成し、Aに確認を依頼した。放射線審議会委員の任期が2年であるため(※)、任期満了日を令和5年6月14日とすべきところ、一覧表には1年短い令和4年6月14日と記載されていたが、確認依頼を受けたAは気が付かず、Bに修正意見がない旨回答した。そのためBは一覧表のとおり、起案、決裁を行った。放射線防護企画課においても送付時点に発令内容を確認することなく、辞令を各委員へ送付した。</p> <p>令和3年11月9日に、放射線防護企画課において、放射線審議会総会の謝金の支払い手続き書類に添付された辞令の写しを確認した際に、任期が誤っていることに気がついた。</p> <p>(※放射線障害防止の技術的基準に関する法律第7条第4項)</p>		
要改善事項の処置	<p>令和3年6月9日付け決裁の「放射線審議会委員の任命について(令和3年6月15日付け)」の修正起案を行い、令和5年6月14日までを任期とする辞令を再度発出する。</p> <p>辞令の再交付に係る放射線審議会の各委員に対する説明は、放射線防護企画課において行う。</p>		
是正処置	<p>人事課においては、辞令交付に必要な事項(名前、任期等)を明確化し、原課(依頼元)は人事課の共通様式等へ記入し依頼する形式とした。審議会等の委員委嘱の辞令起案において、任期が法令で定められている場合は、該当する法令を添付し、決裁ルートには、同報として審議会等の担当課室員を入れ、決裁時に原課において複数の関係者が確認できるようにした。</p> <p>また、審議会等の所管課の担当者へ本事例を周知し、所管課において、決裁開始前に人事課が作成した辞令内容を確認するとともに、辞令の送付前に、内容の確認を実施することとした。</p> <p>放射線防護企画課においては、決裁開始前の辞令内容の確認に際して、人事課への依頼時に記入した共通様式等を参照し、複数名で確認を実施することとした。</p> <p>また、辞令の送付前においても、同様に辞令内容の確認を実施することとした。</p>		

番号	9	担当部署	総務課監査・業務改善推進室
件名	秘密文書を取り扱う職員の範囲の未設定		
内容	<p>原子力規制庁で取り扱う秘密文書は、「原子力規制委員会秘密文書管理要領」に基づき、当該秘密文書の取扱職員の範囲を秘密文書管理簿に記載することになっている。監査・業務改善推進室で令和3年12月に行政文書の自己点検を行ったところ、平成29年8月18日付けの秘密文書に関する秘密文書管理簿に、当該秘密文書の指定当初から取扱職員の範囲が記載されていないことが判明した。</p>		
要改善事項の処置	<p>現時点の監査・業務改善推進室の職員のうち、当該秘密文書を管理すべき者を定め、秘密文書管理簿に記載するために必要な手続きを実施した。</p>		
是正処置	<p>当該文書について秘密文書としての指定を解除するとともに、取扱職員の指定も併せて解除した。</p> <p>また、室員による文書管理の適切な運用について意見交換を行い、室員の文書管理に対する理解を高めた。</p>		

番号	10	担当部署	技術基盤課
件名	審査ガイド改正時の新旧対照表作成誤りによる改正不備		
内容	<p>令和3年6月23日に「審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善-令和2年度実施計画を踏まえた意見募集の結果の公示及び改正について-」として計10件の基準規則解釈、審査ガイドの改正を行ったが、当該ガイドの類のうち3件、(1)「耐津波設計に係る工認審査ガイド(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)」、(2)「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)」及び(3)「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)」の改正の一部に以下のとおり誤記があった。なお、(1)、(2)及び(3)のいずれも原子力規制委員会行政文書要領類の「修正のための決裁に係る手続きに関する規程」第3条第1項の「客観的に明白な計算違い、誤記、誤植又は脱字など軽微かつ明白な誤り」に該当する。</p> <p>(1)「耐津波設計に係る工認審査ガイド」の新旧対照表に1箇所の誤記があった。新旧対照表を作成する過程で、誤った位置に改正案を記載していたため、本来改正すべき内容が正しく反映されていなかった。</p> <p>(2)「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の新旧対照表に3箇所の誤記があった。ただし、いずれもパブリックコメント期間中(令和3年4月1日~30日)の他の改正「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正(令和3年4月21日原子力規制委員会決定)」の反映漏れであり、本件改正部分に影響を与えるものではなかった。</p> <p>(3)「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」の新旧対照表に1箇所の誤記があった。ただし、改正前の欄の誤記であり、これも上記(2)と同じく改正内容自体に影響を与えるものではなかった。</p>		
要改善事項の処置	<p>上記(1)について、原子力規制委員会文書管理要領第28条の2の規程に基づき、令和3年10月27日に修正のための決裁を行った。上記(2)及び上記(3)についても、正しい表記とするため、同日付けで修正の決裁を行った。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	11	担当部署	総務課
件名	原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁幹部の面談リストの規制委員会ホームページへの掲載漏れ		
内容	<p>原子力規制委員会では、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針(平成24年9月19日 原規総発第1209196号)及び「事業者との面談についてのルールの見直し」(平成25年2月6日 原子力規制委員会決定)に基づき、被規制者等との面談について、面談の予約及び実施状況(以下「面談リスト」という。)を記録として残し、規制委員会ホームページで毎週公開することとしている。</p> <p>面談リストは総務課が作成して法令審査室がホームページに掲載していたが、面談リストが令和2年10月分からホームページに掲載されていないことを、令和4年1月に確認した。令和2年10月から法令審査室への掲載依頼が滞り、令和3年4月に担当者が異動した際にも適切な引き継ぎがなされなかったものと考えられる。</p> <p>なお、実際に実施された各面談の議事要旨は、遅滞なくホームページに掲載されている。</p>		
要改善事項の処置	原子力規制委員会ホームページに未掲載であった面談リストを、令和4年2月末までにホームページに掲載をする。		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面談リストは、庁内の各課室が記入した掲載用ファイルを総務課がとりまとめ、法令審査室に提出し、法令審査室でホームページに掲載する運用であったが、今後は掲載作業も含めて総務課が対応することとする。</li> <li>・総務課総括班が所掌する定例業務について、実施漏れを防ぐために業務リストを作成し、課長及び班員で共有する。</li> <li>・人事異動の際の引継書を、後任者だけではなく課室長を含む上司にも共有することで、業務が確実に引き継がれるようにする。</li> </ul>		

番号	12	担当部署	人事課
件名	扶養手当の誤支給		
内容	<p>人事課給与班では扶養手当の認定について、全手当支給者を対象に人事院規則9-80第5条に基づき年1回の扶養状況確認調査を行っている。令和3年9月の調査データを基に扶養状況に変更がないか確認していたところ、過去の扶養状況のデータ入力に誤りがあることが判明した。</p> <p>過去に遡って手当支給状況を確認したところ、手当の返納が発生する者が4名、追給が発生する者が3名おり、誤支給期間は最長で4年8ヶ月であった。</p> <p>誤支給の主な原因としては下記が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定時の支給要件の認識不足</li> <li>・認定時のシステムデータ入力ミス</li> <li>・認定時の手当について確認する体制の不備</li> <li>・年1回の扶養状況確認調査での確認漏れ</li> </ul>		
要改善事項の処置	<p>扶養手当の認定やシステムへのデータ入力は人事課給与班が行い、支給額の計算や支払いは会計部門給与班が行っている。</p> <p>誤支給判明後、令和3年12月の給与から正しい認定額への金額修正処理を行うとともに、返納額・追給額計算を会計部門給与班へ依頼し、金額判明後、人事課給与班が対象者本人へ説明を行っている。追給については、12月以降の給与にて実施し、返納については、会計部門発行の納入告知書により支払いを依頼する。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	13	担当部署	長官官房会計部門
件名	令和2年の給与支払に係る法定調書等の誤報告		
内容	<p>職員への給与の支払いに当たっては、税務署や自治体へ課税のための報告を行っている。</p> <p>令和3年11月に一部の自治体から令和2年分の給与支払報告書の内容について疑義照会があったことを契機に、同年の年末調整関連書類を再確認したところ、自治体に提出済みの給与支払報告書に加え、所轄税務署に提出済みの法定調書及び職員に配布した源泉徴収票にも記載内容に誤りがあることが判明した。</p>		
要改善事項の処置	<p>疑義照会があった後、原子力規制委員会職員から提出された、令和2年分の年末調整関連の申告書、給与・賞与の確定データ及び支払報告作業用 Excel ファイルの全てについて、再度の内容確認を行った。</p> <p>その結果、所得税の源泉徴収及び納税自体は所得税法及び租税特別措置法に基づき適正に行われていたものの、年末調整関連書類の作成に当たり、所得金額調整控除又はひとり親に係る控除が適用対象外であるにもかかわらず控除対象として処理したり、12月給与の所得税徴収分を加算し忘れたりするなどの作業ミスがあったことにより、給与支払報告書及び法定調書については51名分、職員へ配布した源泉徴収票については47名分の記載内容に誤りがあることが判明した。</p> <p>給与支払報告等に誤りが判明した職員に対し、内容を修正した源泉徴収票の交付及び今回の事案発生の経緯や自治体への訂正報告により今後住民税が追徴となることなどについての説明を行うとともに、自治体に対する給与支払報告書の訂正報告、所轄税務署に対する法定調書の訂正報告を順次行っている。引き続き、交付・説明を終えていない職員への対応や関係機関への訂正報告を順次行っていく予定。</p> <p>また、今後の再発防止のために、今回の事案を踏まえた形での業務マニュアルの改訂を行うとともに、年末調整関係書類を作成する際の給与担当者間のダブルチェックを徹底することとした。(なお、令和3年分の年末調整関係書類については再度ダブルチェックを行い、記載内容に誤りがなかったことを確認済み。)</p>		
是正処置	是正処置実施中		



番号	14	担当部署	研究炉等審査部門
件名	京都大学臨界実験装置(KUCA)設置変更承認における申請書の添付書類漏れ		
内容	<p>令和2年12月24日に国立大学法人京都大学(以下「京都大学」という。)から臨界実験装置(KUCA)の設置変更承認に関する申請があり、原子力規制委員会が令和3年3月17日に承認した。</p> <p>令和3年12月10日に京都大学から申請に必要な書類(添付書類十一)が添付されていなかったと報告があり、審査担当の研究炉等審査部門はこれにより添付書類漏れに気づいた。</p> <p>審査の内容については実質的な過誤はなかったが、試験炉則の規定に照らせば瑕疵であるため、改善を要する事項である。</p>		
要改善事項の処置	<p>対処方針について令和3年度第58回原子力規制委員会(令和4年1月12日)に諮り、①に基づく判断を進めるとともに、今後②に基づく再発防止策を行うことが了承された。</p> <p>①本件では、添付資料によらず審査が可能であったものであり、承認処分については、改めて添付書類十一に相当する書面の提出は要しないとする。</p> <p>②審査の内容において実質的な過誤はないとはいえ、試験炉則の規定そのものに照らせば瑕疵があったことは事実であることから、不適合管理に基づく改善を行い、審査において本件と同様の不備が起らないよう対応するとともに、「試験研究用等原子炉施設に関する審査業務の流れについて」(2017年6月制定、原子力規制部)に本事案の再発防止策を反映し、適切に審査業務を遂行していくこととする。また、設置者に対しては、添付書類十一の添付の必要性及び変更後における品質管理の体制が基準に適合することを確認するための必要な説明の記載を求めることを周知すること。</p> <p>なお、試験研究炉以外の申請案件についても同様の事例がないか、併せて確認を行う。</p>		
是正処置	<p>以下の6つの改善活動を実施する。</p> <p><b>【改善活動1 部門内職員が共通認識を持つための場の設定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部門内職員が共通認識を持つための場として、以下に示す「審査書確認会議」、「ピアレビュー」、「審査官力量向上研修」を設定し、運用を図る。</li> <li>・審査書確認会議については、週1回の頻度で、決裁前の審査書の確認作業を管理官を筆頭とし、総括補佐、担当班管理職、部門内審査官、担当審査官、タスクフォース(研究炉等審査部門における業務改善を行うための中核メンバーとして部門内横断的に選抜された若手職員から構成)、技術参加が参加する会議にて審議を行い、基準適合の対象条文及び技術的論点の妥当性、審査書の横並び、並びに審査の抜け漏れが生じていないことの確認を行う。</li> <li>・ピアレビューについては、月1回の頻度で、処分が終了した審査案件、原子力規制委員会の附議案件、行政相談で決定した事項等を対象として、部門内職員(希望があれば他部門からも参加)が参加する会議にて、他施設における審査知見の共有、審査事項の統一性及び整合性を図ることを目的としてレビューを実施する。</li> <li>・審査官力量向上研修については、月1回の頻度で、審査に必要な技術的事項を中心に技術参加による講義を実施する。</li> </ul>		

**【改善活動2 執務マニュアル(チェックシートを含む)の整備】**

- ・炉規法に基づく手続きのうち、研究炉等審査部門で所掌する全ての手続きを洗い出し、当該業務手続きにおける標準業務プロセスを整備する。また、本プロセスの整備にあたっては、法律、規則等の改正があった場合の執務マニュアル(チェックシートを含む)も併せて作成する。
- ・運用にあたっては、上記の執務マニュアルを部門内全員が確認できるよう部門内のイントラサイト(garoonサイト)に掲載し、手続きの漏れがないよう部門内の複数の者で確認する。

**【改善活動3 審査書の在り方検討】**

- ・令和3年度第75回原子力規制委員会における本件の議論を踏まえ、許認可の根拠資料の観点から、研究炉等審査部門の所掌する事業の審査書に記載が必要な内容について、他事業の審査書の事例や審査書確認会議やピアレビューで得られた良好事例などのノウハウ集を参考のうえ検討する。

**【改善活動4 被規制者への周知・啓発】**

- ・本件と同様な事案が起こらないよう、事業者に対し説明会を開催し、変更申請及び一部補正書の記載要領等について周知する。

**【改善活動5 規則改正の検討】**

- ・品質管理に必要な体制の整備に係る許可基準に係る審査において必要となる申請書類等を明確にするため、規則改正後の審査実績が蓄積されてきたことを踏まえ、3条改正の目的に基づき追加された要求事項及び、関連規則の条文を改めて精査し、必要に応じて規則改正を進める。

**【改善活動6 「審査業務の流れ」への反映】**

- ・改善活動における結果を、「審査業務の流れ」に反映する。

なお、上記の是正処置の方法については、「3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備(管理番号22研究炉等審査部門-要-001)」の是正処置と共通するものであることから、本件の「国立大学法人京都大学臨界実験装置(KUCA)設置変更承認における申請書の添付書類漏れ(21研究炉等審査部門-要-006)」における是正処置は、「3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備(管理番号22研究炉等審査部門-要-001)」において実施する。

このため、以下の是正処置の結果及び効果の確認は、「3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備(管理番号22研究炉等審査部門-要-001)」の是正処置報告書に記載するため、省略する。

番号	15	担当部署	保障措置室
件名	核燃料物質使用者による湧出し対応の未処理の長期化		
内容	<p>令和3年3月29日に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「炉規制法」という。)第52条第1項の規定により核燃料物質の使用の許可を受けた者(以下「核燃料物質使用者」という。)の事業所内で、プルトニウム(以下「Pu」という。)-239電着線源(約7<math>\mu</math>gのPu-239が固着した金属)が発見された(湧出した)旨の連絡があった。核燃料物質使用者から湧出しの報告があった場合には、日本国政府は国際原子力機関(IAEA)に在庫変動報告を行う必要があることから、保障措置室は当該核燃料物質使用者に対して確認を取ろうとしたが、担当者不在で連絡が取れなかった。</p> <p>その後、同年4月初めに研究炉等審査部門から、「当該核燃料物質使用者は固体のPuの使用が許可されていないため、固体であるPu-239線源が発見されたことによって、炉規制法に基づく使用変更許可の手続が必要である」との情報を受けたが、この時点で、「在庫変動報告は固体Puの使用変更許可後になされるべき」と管理職に相談せずに担当者が判断してしまい、当該核燃料物質使用者に対して在庫変動報告を提出すべき時期の明示が遅れた。</p> <p>その後、同年8月17日に、当該核燃料物質使用者から報告書が提出されておらず、処理未了であることが管理職に対して報告された。Pu線源の湧出しが発生した時の担当者の対応不備が、処理未了の状態を長期化させた。</p>		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湧出し時の事業者からの報告に関して、使用変更許可前の核燃料物質使用者からの報告手続が明確ではなかった。</li> <li>・今回の案件を受けて、炉規制法第 67 条第 1 項及び「国際規制物資の使用等に関する規則」第 7 条第 4 項の規定に基づく在庫変動報告は、使用変更許可手続の進捗に関わらず、湧出しのあった月の末日から 15 日以内に行うべき旨、核燃料物質使用者に対して明示するという運用マニュアルを、令和 3 年 9 月 3 日に、核燃料物質の使用変更許可の担当である研究炉等審査部門の確認を受けた上で、保障措置室で定めた。</li> <li>・令和 3 年 9 月 7 日に炉規制法第 68 条第 1 項に基づく立入検査を実施し、当該 Pu-239 線源の現状確認を行うとともに、在庫変動報告を提出するよう指示を行った。令和 3 年 10 月 6 日に核燃料物質使用者から在庫変動報告の提出があり、それを受け、保障措置室は同月 29 日付けで IAEA に対して報告した。</li> </ul>		
是正処置	<p>①在庫変動報告は、使用変更許可手続の進捗に関わらず、湧出しのあった月の末日から 15 日以内に行うべき旨、核燃料物質使用者に対して連絡するというマニュアルを、核燃料物質の使用変更許可の担当である研究炉等審査部門の確認後、保障措置室で定め(令和 3 年 9 月 3 日)、業務マニュアルの一部として位置付け、担当者及び室内関係者に共有する。</p> <p>②今後、核燃料物質使用者による湧出しの連絡を受けたときは、同マニュアルに従い、適時に室内関係者への共有及び発見者への連絡を行う。</p>		

番号	16	担当部署	保障措置室
件名	便宜供与依頼に係る手続不備		
内容	<p>・保障措置に係る国際原子力機関(IAEA)との会合(令和3年11月15日～17日)に、保障措置室から3名出席するため、同月14日に日本を出発、19日帰国する日程でIAEA本部への出張を計画し、実施した。出張では、在ウィーン国際機関日本政府代表部(以下「ウィーン代表部」という。)から、ウィーンでの空港送迎などの便宜供与を受けることとしていた。</p> <p>・令和3年11月18日、ウィーン代表部から、「当該出張に係る便宜供与依頼が届いていないため確認してほしい」旨の連絡があった。便宜供与を受けるためには、起案・決裁した文書を、外務省へ発出する必要があるが、出張者と手続き担当者間の連絡の不備により、便宜供与を依頼するための書類が起案されておらず、発出されていないことが発覚した。</p>		
要改善事項の処置	<p>・令和3年11月19日に、保障措置室からウィーン代表部に本件が発生した経緯について説明するとともに、手続きの不備について謝罪し、改めての便宜供与依頼の発出は行わないこととなった。また、ウィーン代表部からは再発防止について周知するよう依頼があった。</p> <p>・室内で今回の原因の分析と、今後の対応方針について協議し、本件の発生原因が、便宜供与依頼手続を含む海外出張時の事務手続の役割分担の不明確さや室内確認体制の未構築にあったことを認識し、再発防止のためのマニュアルを作成し、室内に周知する方針を決定した。</p> <p>・令和3年11月19日の庁内総括補佐会議で、本手続不備の件につき、国際室から庁内に「今後同様の不備が起きないように」周知・連絡した。</p>		
是正処置	<p>①手続担当者が、海外出張時に行うべき事務手続について誰がいつまでに何をするのか等の業務分担を明確にした業務マニュアル及びチェックリストを作成する。マニュアルには総括と出張者が出張前に確認するタスクを記載する。</p> <p>②作成したマニュアル及びチェックリストは室内に周知する。</p> <p>③手続き担当者は上記マニュアル及びチェックリストを、人事異動の際に確実に後任者へ引継ぐ。引き継ぎが適切に行われたかを総括補佐が確認する。</p>		

番号	17	担当部署	研究炉等審査部門
件名	3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備		
内容	<p>令和3年度第58回原子力規制委員会(令和4年1月12日)で報告した、国立大学法人京都大学の臨界実験装置(KUCA)の設置変更承認申請書の添付書類十一の添付漏れを踏まえ、同様の事案がないか確認を行った結果、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号)第3条による改正(以下「3条改正」という。)の施行日(令和2年4月1日)以降に行った17件の処分において、以下の不備が判明した。</p> <p>(1)核燃料物質使用変更許可申請書における審査書の記載漏れ及び添付書類の添付漏れ:計4件</p> <p>3条改正の施行により、許可基準に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「炉規法」という。)第53条第4号の基準適合性(品質管理体制)が追加されるとともに、申請書への添付書類四の添付が必要となったが、審査書への当該適合性の記載漏れが1件、申請書への核燃料物質の使用等に関する規則第2条第2項第4号で必要とする説明書(以下「添付書類四」という。)の添付漏れが3件あった。</p> <p>(2)試験研究用等原子炉施設設工認申請書における説明書の添付漏れ:1件</p> <p>3条改正の施行により、品質管理体制に関する許可整合性に係る説明書の申請書への添付が必要となったが、説明書の添付漏れがあった。</p> <p>(3)試験研究用等原子炉施設設工認における旧基準に基づく審査:1件</p> <p>3条改正の施行により、認可基準及び技術基準を改正した。このため、改正後の認可基準及び技術基準に基づき審査を行うべきところ、3条改正の附則の解釈を誤り、旧基準に基づき審査を行った。</p> <p>(4)試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉施設及び使用施設における保安規定変更並びに試験研究用等原子炉施設における廃止措置計画変更の旧基準に基づく審査:8件</p> <p>3条改正の施行により、認可基準及び審査基準を改正した。このため、改正後の認可基準及び審査基準に基づき審査を行うべきところ、3条改正の附則の解釈を誤り、旧基準に基づき審査を行った。</p> <p>(5)核燃料物質使用許可申請書の一部補正書の記載不備:3件</p> <p>当初申請の一部を補正する際、新旧対照表等により、具体的な補正箇所を特定すべきところ、炉規法第52条第2項第10号(以下「本文10号」という。)及び添付書類四における具体的な補正箇所が特定できない状態で補正があった。</p>		
要改善事	不備案件について、申請書本体の確認や同一事業所の審査等により現行基準に適合して		

項の処置	<p>いる状態に疑義はなく、書面の追加提出や再審査等の特段の措置は要しないと判断し、記載漏れ等があった一部の審査書は修正決裁を行う旨の対処方針を、令和3年度第75回原子力規制委員会(令和4年3月30日)に報告し、了承された。</p> <p>なお、不備事案の元の決裁文書を保管する行政文書ファイルには、処置をした経緯がわかるよう、経緯書を追加した。</p>
是正処置	<p>以下の6つの改善活動を実施する。</p> <p><b>【改善活動1 部門内職員が共通認識を持つための場の設定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部門内職員が共通認識を持つための場として、以下に示す「審査書確認会議」、「ピアレビュー」、「審査官力量向上研修」を設定し、運用を図る。</li> <li>・審査書確認会議については、週1回の頻度で、決裁前の審査書の確認作業を管理官を筆頭とし、総括補佐、担当班管理職、部門内審査官、担当審査官、タスクフォース(研究炉等審査部門における業務改善を行うための中核メンバーとして部門内横断的に選抜された若手職員から構成)、技術参与が参加する会議にて審議を行い、基準適合の対象条文及び技術的論点の妥当性、審査書の横並び、並びに審査の抜け漏れが生じていないことの確認を行う。</li> <li>・ピアレビューについては、月1回の頻度で、処分が終了した審査案件、原子力規制委員会の附議案件、行政相談で決定した事項等を対象として、部門内職員(希望があれば他部門からも参加)が参加する会議にて、他施設における審査知見の共有、審査事項の統一性及び整合性を図ることを目的としてレビューを実施する。</li> <li>・審査官力量向上研修については、月1回の頻度で、審査に必要な技術的事項を中心に技術参与による講義を実施する。</li> </ul> <p><b>【改善活動2 執務マニュアル(チェックシートを含む)の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炉規法に基づく手続きのうち、研究炉等審査部門で所掌する全ての手続きを洗い出し、当該業務手続きにおける標準業務プロセスを整備する。また、本プロセスの整備にあたっては、法律、規則等の改正があった場合の執務マニュアル(チェックシートを含む)も併せて作成する。</li> <li>・運用に当たっては、上記の執務マニュアルを部門内全員が確認できるよう部門内のイントラサイト(garoonサイト)に掲載し、手続きの漏れがないよう部門内の複数の者で確認する。</li> </ul> <p><b>【改善活動3 審査書の在り方検討】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度第75回原子力規制委員会における本件の議論を踏まえ、許認可の根拠資料の観点から、研究炉等審査部門の所掌する事業の審査書に記載が必要な内容について、他事業の審査書の事例や審査書確認会議やピアレビューで得られた良好事例などのノウハウ集を参考のうえ検討する。</li> </ul> <p><b>【改善活動4 被規制者への周知・啓発】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件と同様な事案が起こらないよう、事業者に対し説明会を開催し、変更申請及び一部補正書の記載要領等について周知する。</li> </ul>

**【改善活動5 規則改正の検討】**

- ・品質管理に必要な体制の整備に係る許可基準に係る審査において必要となる申請書類等を明確にするため、規則改正後の審査実績が蓄積されてきたことを踏まえ、3条改正の目的に基づき追加された要求事項及び、関連規則の条文を改めて精査し、必要に応じて規則改正を進める。

**【改善活動6 「審査業務の流れ」への反映】**

- ・改善活動における結果を、「審査業務の流れ」に反映する。

なお、上記の是正処置の方法については、「3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備(管理番号22研究炉等審査部門-要-001)」の是正処置と共通するものであることから、本件の「国立大学法人京都大学臨界実験装置(KUCA)設置変更承認における申請書の添付書類漏れ(21研究炉等審査部門-要-006)」における是正処置は、「3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備(管理番号22研究炉等審査部門-要-001)」において実施する。

このため、以下の是正処置の結果及び効果の確認は、「3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備(管理番号22研究炉等審査部門-要-001)」の是正処置報告書に記載するため、省略する。

番号	18	担当部署	規制研修課
件名	第54回核燃料取扱主任者試験における出題ミス		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 54 回核燃料取扱主任者試験(令和4年3月2日～3日)において、3月2日の試験課目「核燃料物質に関する法令」の実施後に受験者から「問題に誤りがあるのではないか」との指摘を受けた。</li> <li>・試験問題作成委員に確認したところ、空欄に入る適切な語句を解答する問題(いわゆる穴埋め問題)で、異なる語句が入るにもかかわらず同一の語句が入るものと錯覚し、複数の空欄に同一の解答先番号を付しており、出題ミスであったことが判明した。</li> </ul>		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに3月7日に原子力規制委員会のホームページに出題ミスに関する掲載を行った。</li> <li>・また、出題ミスのあった試験問題の採点上の取扱いについて、後日、法令担当試験委員の合意の下、受験者全員を正解とすることとし、その旨を3月23日に原子力規制委員会のホームページに掲載した。</li> </ul>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	19	担当部署	規制研修課
件名	第63回原子炉主任技術者試験口答試験における受験通知書のメールアドレスの記載誤り		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年9月17日に実施する第63回原子炉主任技術者試験口答試験について、9月3日に受験者に受験通知書(受験票に該当)を送付したところ、受験通知書に記載した事務局のメールアドレスに誤りがあることが、9月6日に受験者からの指摘により発覚した。</li> <li>・使用した文書作成ソフトの誤字訂正機能による誤り(文字化け)と考えられる。</li> </ul>		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システム室に確認したところ、誤ったメールアドレスにメールが送信された場合、当時のシステムでは送信者はメールの不達を覚知できないとの回答を受けた。このため、9月13日に原子力規制委員会のホームページ上で「受験通知書に記載した事務局のメールアドレスに誤りがあった」と訂正を行うとともに、受験者全員に電話連絡を行った。</li> <li>・加えて、対応を確実にを行うために誤ったメールアドレスのアカウントを作成して待機したところ、誤ったメールアドレスへの着信は無かった。</li> <li>・この結果、口答試験は滞りなく実施できた。</li> </ul>		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載ミス及びチェックすべき項目を少なくするため、受験票の記載事項は必要なもののみとする。</li> <li>・受験票の作成方法を、①前年度の受験票原稿を上書きして直す方式から、②試験日程等必要事項を新たに入力するテンプレート方式に変更する。</li> <li>・担当以外の第三者の目及び複数回確認することが有効である。受験票その他の受験者に対する文書は、課長及び複数回の確認を要することとし、マニュアルを改定し、班内に周知徹底する。</li> </ul>		



番号	20	担当部署	規制研修課
件名	第64回原子炉主任技術者試験筆記試験における受験票の試験日程の記載誤り		
内容	<p>・第64回原子炉主任技術者試験筆記試験(令和4年3月15日～17日実施予定)の受験票を2月21日付けで受験者に送付したところ、記載した試験日程に誤りがあったことが、2月24日に受験者からの指摘により発覚した。</p>		
要改善事項の処置	<p>・2月25日に原子力規制委員会のホームページで受験票に記載ミスがあり訂正する旨を掲載し、受験者全員に個別に電話連絡を行った。</p> <p>・この結果、筆記試験は滞りなく実施できており、試験日程を間違う受験者はいなかった。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	21	担当部署	検査監督総括課
件名	失効・廃棄事務手続中の検査官証廃棄作業の不適切な管理		
内容	<p>令和3年度に発生した要改善事項「原子力規制検査時に携帯する検査官証等の紛失及び検査官証等の失効時の事務手続未整備」の是正措置のため、検査官証の事務手続を定めた業務マニュアル案を策定し試運用を開始していた。</p> <p>当該マニュアル案に従い、令和4年3月末に退職した志賀原子力規制事務所の検査官1名の検査官証2枚(炉規法第61条の2の2第4項に基づく証明書1枚、炉規法第68条第5項に基づく証明書1枚)の失効・廃棄のため、当該事務所から検査官証が本庁に郵送され、令和4年4月7日に検査監督総括課の職員Aが受領した。職員Aは、失効・廃棄手続を行う当課の職員Bがテレワークで不在のため、職員Bの机の引き出しに当該検査官証を入れ、その旨をチャットで報告し、職員Bから了解した旨の回答があった。また、職員Aが職員Bの机の引き出しに当該検査官証を入れるところを職員Cが目撃している。</p> <p>令和4年4月18日に、職員Bは、3月末に退職した全検査官(当該検査官含む)の失効・廃棄手続を行うため、リストと照合したところ、当該検査官証の所在が不明になっており、捜索したが発見できなかった。職員Bは、令和4年4月12日に、本件とは別の、炉規法改正前の旧検査官証の失効・廃棄手続(約1800枚)を自身の机で行っており、この際、旧検査官証と当該検査官証が混ざり、旧検査官証とともに裁断された可能性が高い。本件については、職員Cが当該検査官証を机に入れるところを目撃していることから、他に持ち出された可能性は十分低く、廃棄作業の不適切な管理と判断する。</p>		
要改善事項の処置	<p>廃棄されたとと思われる検査官証2枚について、検査官証を失効させるため、印影抹消及び廃棄の手続きを速やかに行う。</p>		
是正処置	<p>・失効及び廃棄のために回収した検査官証の保管場所を定め、回収した単位毎に分類し管理すること。</p> <p>・失効及び廃棄のために回収した検査官証は、担当職員がテレワーク等で不在の場合も含め複数名で確認すること。</p> <p>・これらについて、業務マニュアルに反映すること。</p>		

番号	22	担当部署	研究炉等審査部門
件名	原子力第1船原子炉(むつ)設置許可申請書の変更届出写しの送付漏れ		
内容	<p>3条改正の施行に伴う品質管理体制の整備に関する事項の設置許可に係る変更届出に関し、令和2年4月22日付けで届出があった国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)青森研究開発センター原子力第1船原子炉(以下「むつ」という。)について、文部科学大臣及び国土交通大臣に届出の写しを送付すべきところ、国土交通大臣へ送付していないことが判明した。</p> <p>本件は、原子力機構の理事長の交代に伴い、炉規法第26条第2項に基づき令和4年4月25日付けでむつ設置許可に係る代表者氏名の変更届を受理したことを受け、関係機関に写しの送付を行うため、むつに関する過去の届出の写しの送付について確認した際に判明したものである。</p>		
要改善事項の処置	<p>3条改正附則において規定された手続きが未完となっていたことから、上記1.の届出の写しを送付していないことについて、国土交通省へ速やかに担当管理職より謝罪し、説明後、決裁を行った上で国土交通大臣へ届出の写しを送付した。</p>		
是正処置	<p>【是正処置不要】</p> <p>本要改善事項については、受理から写しの送付までの一連の手続きが詳細にマニュアル化されていなかったことが原因であり、要改善事項「17」(3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備)に対する是正処置で対処できることから、本件単独での是正処置は不要とする。</p>		

番号	23	担当部署	システム安全研究部門
件名	請負契約における仕様書作成時の不適切な事務処理		
内容	<p>令和4年5月31日付けで「令和2年度キャニスタを用いた使用済燃料の乾式貯蔵方法に係る調査」に係る請負契約(以下「本件契約」という。)の発注手続きに関する行政文書一式について開示請求があり、その開示請求準備を進める中で、核燃料廃棄物研究部門(当時)に所属していた当庁職員が特定の業者に対しメールで仕様書案の作成依頼をしていたことが分かった。</p> <p>契約手続きにあたっては、仕様書の内容を具体的なものにするため、関係者に対し市場調査を行うことがある。市場調査は、仕様の策定及び市場価格に関する情報提供を依頼するものであり、具体的な契約手続き上の書類である仕様書案の作成まで依頼することを想定するものではない。</p> <p>一般競争入札として公告された本件契約の仕様書及び予定価格については、当該業者が作成した仕様書案及び参考見積りがほぼそのまま使用されていた。ただし、仕様書及び入札適合条件が特定の業者のみが入札可能な仕様になっていたわけではなく、他の業者も入札可能な状態は保たれており、入札等の公正を害する行為があったとまではいえない。なお、入札の結果は、当該業者が一者応札で落札した。</p> <p>本件の一連の契約手続きについては、原子力規制庁の内規「委託事業等の入札・契約の手引き」(平成24年11月制定)にのうち仕様書作成時のポイントとして記載されている市場調査の基本的な考え方や個別に資料の提供を招請する場合の留意事項に次の点で逸脱していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○仕様の策定及び市場価格に関する情報提供を依頼する市場調査の性質を越え、具体的な契約手続き上の書類である仕様書案の作成まで依頼していた。</li> <li>○市場調査を行う際の留意事項である、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の関係者への提供依頼</li> <li>・関係者と接触する場合の複数の職員での対応を行っていないかった。</li> </ul> </li> </ul> <p>また、当該職員が仕様書案の作成を依頼していた案件が、他にも2件発見された。入札の結果が一者応札である点も同一である。</p>		
要改善事項の処置	令和4年度の当該職員が関与している契約については調達手続きを停止した。		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>①部門内において仕様書作成についての注意事項の再周知。</li> <li>②会計部門が行う「入札・契約手続きの基本的手順と留意事項」に関する研修への参加を命令。</li> <li>③技術基盤グループにおける「外部調達に係る市場調査実施手順」を策定し、周知徹底を行う。</li> <li>④部門内組織を再構成し、契約事務に関する管理体制の見直しを行う。</li> <li>⑤上記①及び③について、課内会議等の場で定期的実施していく。</li> </ul>		

番号	24	担当部署	放射線防護企画課
件名	原子力災害対策指針改正時に発覚した決裁案(新旧対照表)の誤り		
内容	<p>令和4年4月6日の原子力規制委員会において原子力災害対策指針(以下「指針」という)の改正が決定されたことを踏まえ、当該指針の官報掲載等に係る起案を同日付で決裁したところ、令和4年4月8日、決裁された新旧対照表に複数の誤りがあることを決裁終了後の作業をしていた放射線防護企画課の担当者が発見した。</p> <p>誤りの経緯及び内容については下記のとおりであり、今回発見された誤りはいずれも原子力規制委員会行政文書管理要領の「修正のための決裁に係る手続きに関する規程」第3条第1項の「客観的に明白な計算違い、誤記、誤植又は脱字など軽微かつ明白な誤り」に該当する。</p> <p>①委員会当日以前から生じていた誤り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指針の改正プロセス及び委員会資料の時点で、新旧対照表の一部に誤記があった。</li> <li>・当該誤記は、今回改正を行わない箇所であり(改正前後の両方もしくは改正後)、改正の内容に影響を与えるものではない。</li> <li>・上記のほか、新旧対照表の改正箇所に引くべき下線について、改正前の一カ所に引き忘れが発生した。</li> </ul> <p>②委員会終了後の差し替え作業によって新たに生じた誤り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・決裁起案の案文に、見え消し等が残っている委員会資料が誤って添付されていることを起案の担当者が委員会終了後に発見し、委員長の決裁を得る前に案文を差し替える必要が生じた。その際、資料のバージョン管理や前担当者からの引継ぎが不十分で最新版の資料が把握できず、案文を改めて作成し差し替えを行ったため、確認の時間等を十分に確保できず、新たに生じた誤りに気づかないまま決裁が終了した。なお、前述の経緯のとおり、委員会資料に当該誤りは生じておらず、改正の内容自体に影響を与えるものではなかった。</li> </ul>		
要改善事項の処置	原子力規制委員会文書管理要領第28条の2の規程に基づき、令和4年5月10日付で修正のための決裁を行った。また、委員会資料を修正し、令和4年6月15日に規制委員会のWebページ上に掲載されている資料を差し替えた。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	25	担当部署	総務課
件名	官報への掲載誤り		
内容	<p>令和4年6月2日に官報に掲載された「原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公示する件」について、4か所の誤りがあった。本件に関する経緯は、下記のとおり。</p> <p>4月6日に文書班が印刷局に当該告示の原稿を入稿した後、①原課(防護企画課)が入稿原稿に誤りを発見したこと、及び②印刷局から形式的な修正の指摘があったことから、掲載手続きを保留し、修正作業に着手した。</p> <p>5月11日に原課が誤りを修正した原稿(修正原稿)を文書班の担当者が受領した後、原課からの修正箇所や印刷局からの指摘事項について確認したものの、特に注意書き等を付すことなく、翌12日に修正原稿を印刷局にメールで送付した。その後、6月2日に官報掲載が行われた。</p> <p>6月3日に、原課から①が反映されていないとの連絡を受け、印刷局に確認したところ、「メールで受け取った原稿には、①に関する新旧や注意書き等がなかったため、印刷局では②が適切に修正されていることを確認して、②の箇所のみを元の入稿原稿に反映して官報掲載した。①のように、印刷局からの修正指摘以外に変更したい箇所がある場合には、当該箇所を赤字で明記するルールになっている。」と伝えられた。当該ルールは、印刷局から毎年1月に発出されている周知文に記載されているが、文書班の担当者は5月に異動したばかりでルールを把握していなかった。</p>		
要改善事項の処置	<p>6月8日に、掲載誤りのあった箇所を示した原稿(正誤原稿)を印刷局に入稿し、6月20日に官報に掲載された。</p> <p>また、業務に慣れない職員であっても、マニュアル等に、印刷局からの周知文や、修正が発生した際には印刷局に修正箇所を確認する等の手順の記載があれば、今回のような掲載誤りは発生しなかったと考えられるため、今回の事案に係る注意点を明記したマニュアルの改訂を6月28日に実施した。</p>		
是正処置	<p>本件発生後、文書班内のマニュアルに次の項目を追記・改訂した。</p> <p>①入稿後に修正が発生した場合、印刷局のルールに従って、修正箇所を赤字で示した原稿を送ること及び念のために反映版の原稿も添付すること</p> <p>②原稿(新規及び修正)を入稿した際は、国立印刷局担当者に架電等を行い、依頼した原稿内容や修正箇所について間違いなく把握されているかを確認すること を追記した。</p>		

番号	26	担当部署	核セキュリティ部門
件名	原子力規制委員会ホームページへの面談概要・規制法令の処分に関する文書の掲載の遅れ		
内容	<p>令和4年4月13日、部門職員から、令和3年8月に実施した被規制者との面談概要及び規制法令の処分に関する文書が原子力規制委員会ホームページに掲載されていないと連絡があった。ホームページを確認したところ、当該案件を含む令和3年7月以降の面談概要及び規制法令の処分に関する文書が未掲載であった。原因を調査したところ、担当者と上司が他業務を優先していたために掲載が大幅に遅れたものと判明した。</p> <p>原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針(原規総発第120919096号。以下「透明性内規」という。)では、面談資料等のホームページへの掲載は、面談等の実施後原則1週間以内とされており、透明性内規の規定を満たしていなかった。</p>		
要改善事項の処置	当該期間の面談概要・規制法令の処分に関する文書を、5月9日に原子力規制委員会ホームページに掲載を開始し、5月中に掲載を終えた。また、部門内での注意喚起、ホームページ掲載手続の作業分担や、部門内でのチェック体制を構築した。		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年5月31日より、総括班で行っていたHP掲載業務の内容を整理し、部門内の各班で作業を分担することとした。その際、掲載に係る申請、内容チェック、掲載確認等を一括で管理できる作業進捗表を作成し、掲載漏れを防ぐ体制を構築した。</li> <li>・毎週月曜日に開催する部門内会議用資料に1週間のHP掲載件数を記載し、部門としてHP掲載状況を共有する体制とした。</li> </ul>		

番号	27	担当部署	情報システム室
件名	原子力防災対策車の緊急自動車指定書の紛失		
内容	<p>令和4年7月28日に島根原子力規制事務所において、原子力防災専門官の実務訓練に伴い原子力防災対策車の緊急自動車指定書を確認したところ、所在が確認できず紛失が明らかになった。</p> <p>当該緊急自動車指定書は、平成30年4月1日に島根原子力規制事務所に着任した防災専門官が、平成30年4月9日から4月13日の間に、保管場所を事務所内の運行記録等綴から当該車両助手席のドアポケットに変更して以降、所在の確認は行われておらず、令和4年7月28日までの間に紛失したものと推定される。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和4年7月28日：緊急自動車指定書が保管場所(ドアポケット)に存在しないことを確認。車内、車庫及び事務所等関係箇所の搜索を開始。</p> <p>令和4年7月29日：搜索の結果発見に至らず、紛失事案として情報システム室に第一報を送付。</p> <p>令和4年8月5日：島根原子力規制事務所から島根県公安委員会に届出確認書等再交付申請書を提出。</p> <p>令和4年8月15日：島根県公安委員会から指定書の再交付を受けた。(再交付日は、令和4年8月10日付)</p> <p>島根県道路交通法施行細則第13条第3項の規定により、緊急自動車指定書の指定に係る自動車に備え付けておく義務があることから、同条文に違反した状態となっており、緊急時に道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第三十九条に規定する緊急自動車として円滑に緊急走行できないおそれがある。(緊急自動車は緊急用務時に道路の右側にはみ出して追い越したり法令の規定上停止しなければならない場合に他の交通に注意して徐行したりすることができる)</p> <p>なお、令和4年8月3日に、全ての原子力規制事務所において原子力防災対策車の緊急自動車指定書の所在確認調査を行ったところ、令和4年8月4日までに当該原子力防災対策車以外の全ての車両において所在が確認できた。</p> <p>また、原子力防災対策車には当該指定書を備え付けておく義務があることを全ての原子力規制事務所に周知した。</p>		
是正処置	<ol style="list-style-type: none"> <li>緊急自動車指定証(書)は、車検証を保管した冊子(ファイル)に入れ、原子力防災対策車のグローブボックス内、又は助手席等のバックポケットに保管することを、運用マニュアルに明記した。</li> <li>原子力規制事務所が行う毎月1回以上の月例点検時に緊急自動車指定証(書)の所在を確認することを、運用マニュアルに明記した。</li> </ol>		

番号	28	担当部署	監視情報課
件名	モニタリングカーの緊急自動車指定証の紛失		
内容	<p>○令和4年7月28日：島根原子力規制事務所の原子力防災対策車の緊急自動車指定証紛失事案発生。</p> <p>○令和4年8月 2日：緊急事案対策室より監視情報課に対し、モニタリングカーの緊急自動車指定証の所在確認の依頼。</p> <p>○令和4年8月 2日：監視情報課より全ての原子力規制事務所に対し、モニタリングカーの緊急自動車指定証の所在確認を指示。</p> <p>○令和4年8月 4日：大飯原子力規制事務所においてモニタリングカー1台の緊急自動車指定証の紛失が判明。</p> <p>当該緊急自動車指定証は、令和元年9月26日付けで発行されたが(コピーは監視情報課で保存)、大飯原子力規制事務所では原本が確認できず、結果、令和元年9月 26 日から令和4年8月4日までの間に紛失したものと推定される。</p>		
要改善事項の処置	<p>○令和4年8月 4日：大飯原子力規制事務所にて、小浜警察署へ逸失届出。</p> <p>○令和4年8月 5日：緊急自動車指定証再交付申請。</p> <p>○令和4年8月 8日：緊急自動車指定証再交付(福井県公安委員会)。</p> <p>福井県道路交通法施行細則第8条第3項の規定により、緊急自動車の指定を受けた者は、当該指定に係る自動車にその指定証を備え付けておく義務があることから、同項に違反した状態となっており、緊急時に道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 39 条に規定する緊急自動車として円滑に緊急走行できないおそれがある(緊急自動車は緊急用務時に道路の右側にはみ出して追い越したり法令の規定上停止しなければならない場合に他の交通に注意して徐行したりすることができる)。</p> <p>なお、令和4年8月2日に、全ての原子力規制事務所においてモニタリングカーの緊急自動車指定証の所在確認調査を行ったところ、8月4日までに当該モニタリングカー以外の全ての車両において所在が確認できた。</p> <p>また、モニタリングカーには当該指定証を備え付けておく義務があることを全ての原子力規制事務所に周知した。</p>		
是正処置	<p>1. 緊急自動車指定証(書)は、車検証を保管した冊子(ファイル)に入れ、モニタリングカーのグローブボックス内、又は助手席等のバックポケットに保管することを、運用マニュアルに明記した。</p> <p>2. 原子力規制事務所が行う毎月1回以上の月例点検時に緊急自動車指定証(書)の所在を確認することを、運用マニュアルに明記した。</p>		



番号	29	担当部署	技術基盤課																				
件名	共同研究協定書の施行先変更に係る手続きの誤り及び遅延について																						
内容	<p>技術基盤グループ(シビアアクシデント研究部門、放射線・廃棄物研究部門、地震・津波研究部門)では、令和4年度から開始する下記表 No.1～No.3 の共同研究について、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」という) 契約部長 A 氏」を施行先として、共同研究協定の締結に係る起案をし、令和4年3月 31 日に決裁完了したが、令和4年4月11日に、JAEA の人事異動により、契約部長が B 氏に変更となった。</p> <p>本来であれば修正決裁を令和4年4月 1 日にすべきところ、相手方の理事長から契約部長 B 氏への委任状の写しがあれば施行可能と誤認し、委任状の写しの取り寄せ等に時間を要し、かつ、手続きが誤りであったこと等により修正が遅れ、協定書の締結が遅れた。</p> <p>また、下記表 No.4 は、共同研究協定書本文とその付属書類である研究計画書の件名に誤記があるまま決裁し、施行の段階で誤記に気付いたが、相手方による確認作業及び相手方の修正に係る内部手続き等により時間を要し、修正決裁及び協定書の締結が遅れた。</p> <p>表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>案件名</th> <th>担当部署</th> <th>相手先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>気体状 FP 移行挙動モデルの不確かさ低減に関する研究</td> <td>シビアアクシデント研究部門</td> <td>JAEA</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>長半減期放射性核種等の特性評価方法に関する研究</td> <td>放射線・廃棄物研究部門</td> <td>JAEA、東大、東工大、QST、京大</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>放射性廃棄物処分坑道の閉鎖措置確認に向けた EDZ 及びベントナイトの透水性に関する研究</td> <td>放射線・廃棄物研究部門</td> <td>JAEA、東大</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>原子力施設の三次元耐震解析手法の高度化に関する研究</td> <td>地震・津波研究部門</td> <td>JAEA</td> </tr> </tbody> </table>			No.	案件名	担当部署	相手先	1	気体状 FP 移行挙動モデルの不確かさ低減に関する研究	シビアアクシデント研究部門	JAEA	2	長半減期放射性核種等の特性評価方法に関する研究	放射線・廃棄物研究部門	JAEA、東大、東工大、QST、京大	3	放射性廃棄物処分坑道の閉鎖措置確認に向けた EDZ 及びベントナイトの透水性に関する研究	放射線・廃棄物研究部門	JAEA、東大	4	原子力施設の三次元耐震解析手法の高度化に関する研究	地震・津波研究部門	JAEA
No.	案件名	担当部署	相手先																				
1	気体状 FP 移行挙動モデルの不確かさ低減に関する研究	シビアアクシデント研究部門	JAEA																				
2	長半減期放射性核種等の特性評価方法に関する研究	放射線・廃棄物研究部門	JAEA、東大、東工大、QST、京大																				
3	放射性廃棄物処分坑道の閉鎖措置確認に向けた EDZ 及びベントナイトの透水性に関する研究	放射線・廃棄物研究部門	JAEA、東大																				
4	原子力施設の三次元耐震解析手法の高度化に関する研究	地震・津波研究部門	JAEA																				
要改善事項の処置	上記表の4件について、令和4年6月 24 日に修正決裁を完了した。また、同日付けにて協定を締結し、協定書を取り交わした。																						
是正処置	<p>【是正処置不要】</p> <p>「再度の決裁を要する修正には当たらない行為について」(令和2年 10 月 19 日長官官房総務課)の内容について、技術基盤グループ各部門に改めて周知するとともに、決裁の際の内容確認について注意喚起することとし、それ以外に新たなルール等を設ける必要がないため。</p> <p>なお、協定書締結の履行遅延において、相手先に対する不利益は生じていないことを確認している。</p>																						

番号	30	担当部署	保障措置室
件名	ウラン濃縮施設における封印交換作業への立会いの不実施		
内容	<p>IAEA による査察用封印の交換作業は、事業者等の施設に立ち入って行う活動であり、作業中の意図しない封印毀損の防止のため、原子力規制委員会の指定する職員または保障措置検査を行う保障措置検査員による作業への立会いの下に行う必要がある。</p> <p>令和 4 年 3 月 17 日に日本原子力研究開発機構(以下、「JAEA」という。)人形峠環境技術センターウラン濃縮施設で、IAEA 査察官が原子力規制委員会の指定する職員の立会いの下保障措置協定に基づく拡大頻度限定無通告査察(以下、「ELFUA」という。)を実施していた。しかしながら、原子力規制委員会が指定する職員は他の IAEA の検認活動に対応していたため、同時に行われていた IAEA の査察用封印の交換作業に立会えていなかったことが判明した。本件に関して、遡って調査したところ、過去に実施された ELFUA の封印交換作業においても、原子力規制委員会の指定する職員が、封印交換作業に立ち会えていなかったものがあることが判明した。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和 4 年 5 月 30 日に開催された IAEA との作業部会にて、原子力規制委員会の指定する職員の立会いが出来ない状態では、IAEA による封印交換作業を開始しないように ELFUA の実施手順の見直しを要請・合意した。令和 4 年 6 月 16 日、当該見直しを反映した ELFUA の実施手順を記載した文書を、IAEA から公式 FAX にて受領した。</p> <p>また、令和 4 年 4 月 15 日までに、JAEA 人形峠環境技術センターウラン濃縮施設における他の原子力規制委員会の封印に異常がないことを確認した。</p>		
是正処置	<p>①令和 4 年 5 月 30 日に開催された IAEA との作業部会にて、原子力規制委員会職員等の立会いが無い状態で封印活動を開始しないように ELFUA の実施手順の見直しを要請・合意した。令和 4 年 6 月 16 日、関係する手順が規定された ELFUA の実施手順に関する合意文書を、IAEA から公式 FAX にて受領した。</p> <p>②令和 4 年 6 月 20 日、ELFUA に立ち会う可能性のある原子力規制委員会職員等に対し、追加された ELFUA の実施手順に関する合意文書を共有するとともに、IAEA の封印交換作業の開始時には必ず立ち会うよう周知した。</p>		

番号	31	担当部署	検査監督総括課
件名	原子力検査官の検査官証の未発行による不携帯		
内容	<p>令和4年7月から9月にかけて計8回の原子力規制検査に当たって、原子力規制部検査グループの企画官級の原子力検査官2名が、検査官証(※)を携帯せずに実用発電用原子炉施設及び核燃料施設等に立ち入っていたことが本年9月14日に判明した。当該2名については当該立入りの時点で検査官証は発行されておらず、また、両名とも立入りに当たって検査官証の携帯が必要であることを認識していなかった。(※核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第4項において、同条第3項第1号の規定により事務所又は工場若しくは事業所に立ち入るときに原子力検査官が携帯することとされている、身分を示す証明書)</p> <p>検査官証の発行手続は同グループ検査監督総括課が行っている。令和3年度の要改善事項「原子力規制検査時に携帯する検査官証等の紛失及び検査官証等の失効時の事務手続未整備」の是正処置の一環として令和4年6月27日に策定した事務手続に基づき、従前は人事課から各部門の総括補佐に共有されていた人事異動情報について検査監督総括課にも共有されるようにし、同情報を基にして発行手続をすることとしていた。</p> <p>しかしながら、課長補佐級を超えた職位の職員の人事異動情報は従前から各部門の管理官に共有されていたため、上記手続の対象外となり、検査監督総括課に共有されず、当該2名の検査官証は発行されなかった。</p>		
要改善事項の処置	令和4年9月15日、検査監督総括課は当該2名の検査官証発行手続に着手するとともに、同月16日に検査グループの職員に注意喚起を行った。当該2名の検査官証発行は同月21日までに完了した。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	32	担当部署	核セキュリティ部門
件名	原子力検査官(核物質防護)の検査官証の未発行による不携帯		
内容	<p>令和4年9月21日、第39回原子力規制委員会において検査監督総括課より「原子力検査官の検査官証の未発行による不携帯」について報告があった。その報告を受け、核セキュリティ部門内の検査官証発行状況を調査した結果、令和3年1月から本年9月にかけて延べ計10回の原子力規制検査に当たって、検査官証が発行されていない核セキュリティ部門の職員3名が、実用発電用原子炉施設や核燃料施設等に立ち入っていたことが本年9月26日に判明した。なお、当該3名の検査官証は発行されておらず、当該3名は、検査官証の携帯が必要であることを認識していなかった。</p>		
要改善事項の処置	検査官証未発行の職員に対して、令和4年9月29日に検査官証を発行した。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	33	担当部署	保障措置室
件名	査察に係る身分証の発行漏れに伴う不携帯		
内容	<p>令和4年9月21日、第39回原子力規制委員会において検査監督総括課より「原子力検査官の検査官証の未発行による不携帯」について報告があった。その報告を受け、保障措置室で調査した結果、査察官証が発行されていない原子力規制事務所職員1名が計3回保障措置検査を行っていたことが本年9月27日に判明した。当該1名は査察官証の携帯が必要であることを認識していなかった。</p> <p>査察官証は、保障措置室の内規において、保障措置室が保障措置査察官等の辞令を確認して発行する手続となっているが、当該職員は保障措置査察官等の辞令を受けておらず、査察官証が発行されていなかった。保障措置室は当該職員に査察官証が発行されていることを確認していなかった。</p>		
要改善事項の処置	<p>保障措置査察官等の辞令及び査察官証が発行されていない職員を含めて、発行が遅れていた3名の原子力規制事務所職員に対して査察官証を9月30日又は10月12日に発行した。また、保障措置室内で常に最新の査察官等身分証管理表を共有し、査察官証を所有している者を保障措置検査実施者として指名するようになった。さらに、保障措置検査等のマニュアルのうち、査察官証が携行品リストに明確に記載されていなかったものに関してマニュアルの改訂を行った。</p>		
是正処置	<p>【是正処置不要】</p> <p>保障措置室としての当面の是正処置は終了している。(庁内全体での改善措置の対象)</p>		

番号	34	担当部署	専門検査部門
件名	原子力規制検査中の放射線管理区域への誤入域		
内容	<p>令和4年11月30日、関西電力株式会社大飯発電所3号機及び4号機で実施した、現場シナシナ訓練の原子力規制検査チーム検査(11月28日～12月2日)において、検査補助者1名が誤って放射線管理区域へ入域した。</p> <p>前日29日に実施した検査開始前の事業者との打合せで、実発災時と同様に訓練に参加する重大事故対処要員は放射線管理区域出入口以外の扉等からの入退域が認められているが、検査官及び検査補助者は通常の放射線管理区域出入口を使用するよう依頼を受けていた。当該検査補助者は、事業者からの依頼を受け、通常の放射線管理区域出入口を使用すること及び予め重大事故対処要員が訓練で通行するルートの確認を行っており、重大事故対処要員と同じ扉等から放射線管理区域に入ってはならないということの認識があった。当日、当該検査補助者は検査官と2名で行動し、途中、重大事故対処要員が2箇所で開催する場面で一時的に二手に分かれ、扉等にある放射線管理区域の表示の有無を気にしながら行動していたが、訓練中は扉が開放状態であり、放射線管理区域の表示が扉の裏側に隠れていたため、表示に気づけず誤入域してしまった。</p> <p>当該検査補助者は、2～3分後に、周囲の人が放射線管理区域用の作業着を着ていたこと等から放射線管理区域に誤入域したと気づき、事業者の放射線管理要員に申告した。その後、放射線管理要員の指示に従い汚染が無いことを確認した後に退域した。</p> <p>なお、本事象について、検査チームリーダー及び大飯原子力規制事務所長から事業者に対し、事前申し合わせのとおり行動できなかったことについて謝罪した。</p>		
要改善事項の処置	<p>①検査チームリーダー及び大飯原子力規制事務所長から事業者へ謝罪した。</p> <p>②予め決めていた放射線管理区域への入退域に関する下記の事項について、再度、検査チーム内で周知徹底を図るとともに、今後も注意喚起を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線管理区域と非管理区域の境界及び重大事故対処要員が入退域する扉等を図面及び現地で再度確認する。</li> <li>・放射線管理区域及び非管理区域の区域をまたがって活動する重大事故対処要員について検査を行う場合は、放射線管理区域と非管理区域のそれぞれに検査官が配置されていることを再度確認する。</li> </ul> <p>③上記②に加え、検査中は扉等の表示を確実に確認して通行することを注意喚起する。</p> <p>④原子力検査官基礎研修の担当部署に、原子力検査における放射線管理区域への入域に関する注意事項として本件を情報提供し、教育に組み込むよう依頼する。</p>		
是正処置	<p>【是正処置不要】</p> <p>予め決めていた放射線管理区域への入退域に関する事項であり、発生原因が個人の不注意によるものであった。検査チーム内で「要改善事項の処置」に示す事項について周知徹底を行っており、特別の再発防止策を不要とする。</p>		

番号	35	担当部署	実用炉審査部門
件名	柏崎刈羽原子力発電所3号炉高経年化技術評価の誤りに係る委員・幹部への報告遅れ		
内容	<p><b>経緯</b></p> <p>東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から2022年8月9日に提出された柏崎刈羽原子力発電所3号炉の高経年化技術評価書(以下「KK3PLM」という。)に関し、審査担当チーム(A1サブチーム)は、9月15日のヒアリングで東京電力から、耐震安全性評価の解析に関し、条件設定のミスによる解析結果の誤りがある旨報告を受けた。</p> <p>本来、解析結果の誤りといった他の審査等への波及的影響が懸念される事案は、直ちに組織内で共有され、公開の審査会合で誤りの内容や原因、再発防止策について議論されるべきところ、12月21日に東京電力から受けたKK3PLMの別の記載誤りについての報告と合わせて、12月22日に初めて担当管理官や幹部に報告された。その間、10月6日に審査会合を開催していたが、東京電力から解析結果の誤りについての説明はなく、規制庁側からも指摘を行わなかった。</p> <p><b>問題点</b></p> <p>解析結果の誤りという波及的影響が懸念される事案に対して、①情報を担当チーム内だけにとどめてしまい、直ちに部門内、幹部に共有すべきという意識に欠けていた、②担当チームは、誤りが1ヶ所で数値が変わるものの評価基準値内であるという東京電力からの報告もあり、取扱いを軽く考えてしまった、③東京電力から当該報告を受けた後、速やかに公開会合で議論すべきところ、ヒアリング資料や文字起こし記録の公開と現地での確認(12月8,9日実施)に留めており、透明性の確保に対する配慮が不足していた。</p>		
要改善事項の処置	2022年12月28日までに、委員、幹部に対して、KK3PLMの誤りの内容と、情報が組織内で適切に共有されていなかったことを報告した。その上で、2023年1月に審査会合を開催し、他のKK3PLMの誤りと合わせて、評価結果への影響の有無や、事業者のチェック体制、原因分析や再発防止策等について確認を行った。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	36	担当部署	保障措置室
件名	「半年度操業-査察計画」に係る処理の滞留について		
内容	<p>原子力規制庁は、加工事業者等の施設の操業に係る計画を入手し、日 IAEA 保障措置協定に基づき、「半年度操業-査察計画」として外務省を通して IAEA に提出している。この手続きの処理の一部が滞っていた事実が令和5年 1 月 17 日に判明した。IAEA は、「半年度操業-査察計画」について提出の期限を定めてないが、データが整い次第、IAEA との取り決めに従い提出すべきものであった。また、事案が判明した後に、担当者は管理職に速やかに報告すべきであったが、情報収集を優先したため報告までに約一ヶ月程度時間を要した。</p> <p>なお、査察に必要な情報は既に IAEA に共有されていたため、査察への影響はなかった。</p>		
要改善事項の処置	<p>処理が滞っていた3件について、順次処理した。</p> <p>本件以外に、IAEAへの提出処理が滞留している案件がないか、水平展開を目的とした調査を行う。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

## 原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項に係る是正措置

令和 4 年 1 1 月 3 0 日  
原 子 力 規 制 庁

### 1. 趣旨

本議題は、令和 4 年 6 月 29 日の第 19 回原子力規制委員会に報告した原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項に関し、同報告後に実施した是正措置の内容について報告するものである。

### 2. 経緯

令和 2 年度に核燃料廃棄物研究部門（現システム安全研究部門）が発注し 1 者応札となった請負契約において、落札事業者に仕様書案等を作成させ、ほぼそのまま使用していた事案が確認されたことから、上記第 19 回原子力規制委員会において、要改善事項として当該事案の内容を説明するとともに、今後とるべき是正措置について報告を行った（別添 1）。

その後、報告した内容に基づき、是正措置として、技術基盤グループにおいては、同グループ内の市場調査に関するルールを制定し、会計部門においては、同種事案の有無に係る調査を行い、その結果を踏まえて入札・契約手続き上の基本的な留意事項の再周知を行った。

### 3. 技術基盤グループ内の市場調査に関するルールの制定

要改善事項に係る事案が発生した技術基盤グループにおいて、同グループが外部調達に係る市場調査を行う際のルールとして、

- ・ 市場調査の実施方法や連絡予定事業者について、事前に直属の上司へ報告を行うこと
- ・ 原則として複数事業者に市場調査を依頼することとし、1 事業者にのみ依頼せざるを得ない場合には所属長にその必要性和理由を説明し承認を得ること
- ・ 契約の決裁の参考資料として、市場調査がルールに沿って適正に行われたことを示すためのチェックリストを添付すること

等を内容とする「技術基盤グループにおける外部調達に係る市場調査実施手順」を本年 11 月 10 日に制定した（別添 2）。

### 4. 原子力規制庁内の契約についての調査

#### (1) 仕様書作成に関わった職員に対するヒアリング調査

過去 5 年間（H29 年度～R3 年度）の契約事務において仕様書作成に関わった全ての職員（596 名）に対し、



① 市場調査に当たり、事業者 1 社のみに対して仕様書の作成を依頼したことがあるか

② 周囲で①のようなことが行われていることを見聞きしたことがあるか  
について質問する形でのヒアリング調査を実施した。

その結果、①の質問については 2 名から、②の質問については 8 名から「はい」との回答を得た。

①については、1 名が要改善事項となった事案の対象者本人であり、報告済みの事案以外に新たな事案は確認できなかった。もう 1 名についても、さらに調査を行った結果、専門性が高く職員のみで仕様書を固めきれない案件について事業者 1 社のみと意見交換した事実はあったものの、仕様書作成の依頼まではしておらず、その他の入札・契約手続き上の不適切な行為もなかったことが確認できた。

②については、8 名それぞれの回答内容に基づき、関係する電子ファイルの検索等の追加調査を実施したが、要改善事項となった事案を除き、入札・契約手続き上の不適切な行為があった事案は確認できなかった。

## (2) 共有フォルダ内のファイル検索による調査

事業者に対して仕様書の作成を依頼したことを疑わせる内容を含む電子ファイルを抽出する観点から、過去 5 年分（H29 年度～R3 年度）の共有フォルダ内の契約関連ファイルに対してキーワード検索を行った上で、約 61,000 件のファイルを調査対象として実際に内容の確認を行い、要改善事項となった事案と同様の事案の有無を確認した。

その結果、事業者 1 社のみから「仕様書（案）」との名称が入ったファイルの提供をメールで受けている事案が新たに 2 件確認できた。

これら 2 件については、

- ・ 1 件は既存システムの改修に係る契約、もう 1 件は既存機器の更新に係る契約であり、ファイルの提供を受けたのは、いずれも当該システム又は機器を当初設計・製作した事業者であって、改修・更新に当たっては当該事業者から情報収集せざるを得ず、また、他に情報収集すべき事業者が必ずしも存在しないような事案であったこと
- ・ ファイルの提供を受けたメールの CC には複数の規制庁職員が入っており、事業者との接触状況は複数職員により確認できる状況にあったこと
- ・ 提供を受けたファイルをそのまま仕様書として使用するのではなく、必要な事項の選択・修正を行った上で最終的な仕様書としていたこと
- ・ システム改修の案件は随意契約、機器更新の案件は 1 者応札となっているが、1 者応札となった案件にあっても、仕様書の内容は他の事業者でも参入できるよう配慮したものとなっていたこと

などから、いずれの事案についても、入札・契約手続き上の不適切な行為があったものではないことが判明した。

とはいえ、事業者から「仕様書（案）」といった形式で情報提供を受ける行為は、仕様書を事業者に作成させているとの誤解を受けかねないことから、関係部署には今後そのような行為を行わないよう注意喚起した。

## 5. 入札・契約手続きにおける留意事項の再周知

要改善事項となった事案を受け、仕様書作成時の市場調査に係る留意事項等について再周知を図る観点から、本年7月11日に入札・契約手続きを行っている職員を対象として、「入札・契約手続きの基本的手順と留意事項」に関する研修を実施した。さらに、本研修を受講できなかった又は研修実施後に着任した職員には本研修と同内容のeラーニング研修を受講させた。

また、4. の調査結果を踏まえ、市場調査に当たって事業者から「仕様書（案）」といった形式で情報提供を受ける行為等、仕様書を事業者に作成させているとの誤解を受けかねない行為をしないよう注意喚起し、基本的なルールの遵守について改めて周知徹底を図るための事務連絡を本年11月18日に発出した（別添3）。

## 6. その他

要改善事項となった事案に係る事業者3社に対するヒアリングを実施した結果、いずれの社においても、

- ・ 関係職員に対する接待、金銭の授受等を行っていないこと
- ・ 本件以外で規制庁職員から仕様書案の作成を依頼されたことはないことを確認した。

<別添>

別添1 原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項及び是正措置

別添2 「技術基盤グループにおける外部調達に係る市場調査実施手順」の制定について

別添3 入札・契約手続きにおける仕様書作成時の留意事項について

## 原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項及び是正措置

令和 4 年 6 月 2 9 日  
原 子 力 規 制 庁

### 1. 趣旨

本議題は、原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項及び是正措置について報告するものである。

### 2. 要改善事項の内容

令和 4 年 5 月 31 日付けで「令和 2 年度キャニスタを用いた使用済燃料の乾式貯蔵方法に係る調査」に係る請負契約（以下「本件契約」という。）の発注手続きに関する行政文書一式について開示請求があり、その開示請求準備を進める中で、核燃料廃棄物研究部門（当時）に所属していた当庁職員が特定の業者に対しメールで仕様書案の作成依頼をしていたことが分かった。

契約手続きにあたっては、仕様書の内容を具体的なものにするため、関係者に対し市場調査を行うことがある。市場調査は、仕様の策定及び市場価格に関する情報提供を依頼するものであり、具体的な契約手続き上の書類である仕様書案の作成まで依頼することを想定するものではない。

一般競争入札として公告された本件契約の仕様書及び予定価格については、当該業者が作成した仕様書案及び参考見積りがほぼそのまま使用されていた。ただし、仕様書及び入札適合条件が特定の業者のみが入札可能な仕様になっていたわけではなく、他の業者も入札可能な状態は保たれており、入札等の公正を害する行為があったとまではいえない。なお、入札の結果は、当該業者が一者応札で落札した。

本件の一連の契約手続きについては、原子力規制庁の内規「委託事業等の入札・契約の手引き」（平成 24 年 11 月制定）のうち仕様書作成時のポイントとして記載されている市場調査の基本的な考え方や個別に資料の提供を招請する場合の留意事項に次の点で逸脱していた。

- 仕様の策定及び市場価格に関する情報提供を依頼する市場調査の性質を越え、具体的な契約手続き上の書類である仕様書案の作成まで依頼していた。
- 市場調査を行う際の留意事項である、
  - ・ 複数の関係者への提供依頼
  - ・ 関係者と接触する場合の複数の職員での対応を行っていなかった。

また、当該職員が仕様書案の作成を依頼していた案件が、他にも 2 件発見された。入札の結果が一者応札である点も同一である。（案件一覧は別紙のとおり）

### 3. 是正措置の内容

以下のことを8月末までを目途に行う。

- (1) 技術基盤グループ内の市場調査に関するルールとして、以下のことを定める。
  - ・ 典型的な市場調査を依頼する電子メールのひな型の共有、利用。
  - ・ 市場調査を開始する前に、調査事項、調査方法（メールなのか直接接​​触なのかなど）、接触する予定の業者等について上司に報告させる。
  - ・ 原則として全て複数事業者に依頼することとし、一事業者にのみ依頼せざるを得ない場合は、その理由について担当管理官の承認を受ける。
  - ・ 入札公告の決裁の参考資料として、市場調査がルールに沿って適切に行われたかのチェックリストを添付。
- (2) 原子力規制庁内の契約についての調査  
過去5年分の契約について、同様に仕様書案の作成を依頼していた案件がないか調査し、公表する。
- (3) 入札・契約手続きにおける留意事項の再周知  
入札・契約を行うにあたっての基本的な留意点等に関し、研修等の機会を通じて再度周知を徹底する。

(別紙) 当該職員が仕様書等の作成を依頼していたことが判明した案件一覧

(参考資料) 「委託事業等の入札・契約の手引き」(平成24年11月制定) 抜粋

## 当該職員が仕様書等の作成を依頼していたことが判明した案件一覧

年度	事業名	落札者	予定価格 (円)	落札額 (円)	落札率 (%)	応札 者数
H29 年度	平成 29 年度放射性核種の基礎的な数値の算出	MHI ニュークリアシステムズ・ソリューションエンジニアリング株式会社	11,995,911	10,800,000	90.0	1
H29 年度	平成 29 年度使用済燃料の貯蔵の事業に係るリスク情報の調査	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	39,385,764	30,225,396	76.7	1
R2 年度	令和 2 年度キャニスタを用いた使用済燃料の乾式貯蔵方法に係る調査	三菱重工業株式会社	29,603,569	27,500,000	92.9	1

○「委託事業等の入札・契約の手引き」（平成 24 年 11 月制定）抜粋

Ⅱ．一般競争入札

2．公告まで

(1) 実施計画書（仕様書）の作成

仕様書作成時のポイント

仕様書の内容を具体的なものにするためには、

- ・事業目的、必要とする技術・性能等を明示し、資料等の提供を広く招請するなど市場調査(☆)を行う。

☆市場調査の基本的考え方

調達を円滑に実施するため、調達機関は、予定される調達に係る仕様の策定及び市場価格に関する情報収集につき市場調査を行う場合には、公正性かつ無差別性を確保した上で供給者に対し情報提供を要請する。

※政府調達案件以外については、官報への公告は必要なく、HP等による招請が可能。また、資料等の提供期限も30日以上とする必要は無い。

- ・資料等の提供を広く招請しても資料等が提供されない場合は、個別に業界関係者に対して資料等の提供を招請する

などが考えられる。

ただし、個別に資料等の提供を招請する場合には、

- ・複数の関係者から資料等を提供してもらう
- ・業界関係者と接触する場合は、複数の職員で対応し、接触記録票等を作成するなどの措置を講じ、契約手続における公平性及び透明性を確保しつつ、偏った仕様書にならないようにすることが必要である。

制定 令和 4 年 11 月 10 日 原規技発第 2211104 号

「技術基盤グループにおける外部調達に係る市場調査実施手順」について次のように定める。

令和 4 年 11 月 10 日

原子力規制庁長官官房技術基盤グループ長

「技術基盤グループにおける外部調達に係る市場調査実施手順」の制定について

「技術基盤グループにおける外部調達に係る市場調査実施手順」を別添のとおり定める。

附 則

この手順は、令和 4 年 11 月 10 日より施行する。

## 技術基盤グループにおける外部調達に係る市場調査実施手順

技術基盤グループの契約において、特定の業者に対し仕様書案の作成依頼を行っていた事実が認められたこと<sup>1</sup>を踏まえ、仕様書作成等のために市場調査を行う際の実施手順について、以下のとおり定める。

### 1. 目的

この実施手順は、技術基盤グループにおける外部調達に係る市場調査について、契約手続における公平性及び透明性を確保し、入札等の公正を害することがないよう適正に行うことを目的とする。

### 2. 定義

この実施手順における用語の定義は、次に掲げるものとする。

- (1)「外部調達」とは、民間事業者等(以下「事業者」という。)と締結する委託契約、請負契約及び物品購入契約をいう。
- (2)「市場調査」とは、仕様書案等の外部調達に係る情報及び資料を事前に業者に確認し情報を得ることをいい、単に見積書の提出をさせる場合はこれに該当しない。

### 3. 適用範囲

この実施手順は、技術基盤課、システム安全研究部門、シビアアクシデント研究部門、放射線・廃棄物研究部門及び地震・津波研究部門が行う調達手続(予定価格が160万円を超えない物品購入又は予定価格が100万円を超えない役務契約を除く)に適用する。

### 4. 市場調査の実施

- (1)担当者は、市場調査を開始する前に、調査事項、調査方法及び連絡する予定の事業者について、直属の上司に報告すること。
- (2)担当者は、市場調査は公正性及び透明性を確保するため、原則、複数業者に依頼することとし、1業者にのみ依頼せざるを得ない場合には、所属長に市場調査の必要性と1業者にのみ依頼せざるを得ない理由を説明し、承認を受けた上で依頼すること。
- (3)担当者は、市場調査を行う際、電子メールで問合せを行う場合には、直属の上司を CC に入れることとし、Web ページ、FAX 等で問合せを行う場合には、その内容を直属の上司と共有すること。また、事業者と対面(Web 会議形式を含む)で行う場合には複数職員で対応し、調査の結果を直属の上司に報告すること。
- (4)担当者は、市場調査を行う際、業者に仕様書の作成・提示を依頼してはならない。ただし、既に標準仕様が事業者にて用意されている場合の標準仕様部分

<sup>1</sup> 令和4年度第19回原子力規制委員会(令和4年6月29日)議題4「原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項及び是正措置」



の提示依頼については差し支えない。

- (5) 担当者は、市場調査により事業者仕様書案等の内容の確認を依頼したうえで修正等を行う場合には、修正等の理由及びエビデンス等を事業者に聴取するなどし、一部の事業者が有利となるような偏った修正とならないよう妥当性を検証したうえで、直属の上司の承認を得ること。
- (6) 担当者は、市場調査を行った場合、契約に係る決裁の参考資料として、市場調査が適正に行われたことを示すため別紙チェックリストを添付すること。

#### 5. その他

令和4年11月10日以後に外部調達を実施する契約に適用するものとする。

以 上

## 市場調査に係るチェックリスト

件名：令和〇年度〇〇に関する〇〇  
 担当部署：技術基盤グループ〇〇研究部門  
 上司：△△  
 担当者：□□

チェック項目		チェック欄	
		○	×
1.	市場調査を行う前に調査事項、調査方法及び連絡する予定の事業者等について、直属の上司に報告したか。		
2.	市場調査は複数事業者に行ったか。		
3.	(2. が「×」の場合にチェック) 1事業者のみに市場調査を行った場合、所属長の事前承認を得たか。		
	承認日：令和 年 月 日 理由：		
4.	市場調査を行う際、電子メールで問合せを行う場合には、直属の上司を CC に入れることとし、Web ページ、FAX 等で問合せを行う場合には、その内容を直属の上司と共有したか。また、事業者と対面 (Web 会議形式を含む) で行う場合には複数職員で対応し、調査の結果を直属の上司に報告したか。		
5.	事業者に仕様書の作成・提示を依頼していないか。		
6.	事業者から仕様書案等の修正の指摘があったか。		
7.	(6. が「○」の場合にチェック) 事業者から仕様書案等の修正の指摘があった場合、その妥当性を検証し、直属の上司の承認を得た上で修正したか。		
	承認日：令和 年 月 日 指摘元事業者名称：〇〇株式会社、△△株式会社 指摘箇所： 指摘理由： 修正内容：		

※本チェックリストは決裁資料に添付すること

市場調査を依頼する際の電子メールの例

【件名】「〇〇調査」に係る市場調査について

【宛先】●●株式会社△△

【CC】□□(直属の上司他、班員等)

【本文】

●●株式会社△△様

原子力規制庁の□□です。

今般、調達を予定している「〇〇調査」の調達前の市場調査のため御連絡しました。

添付の仕様書(案)について、内容(調査事項、調査期間等)が客観的に実施可能であるか御確認いただき、修正等すべき箇所がございましたらその理由とともにお知らせください。(〇月〇日×希望)

(見積書を徴する場合)

また、併せて当該調査に係る見積書の作成についてもお願いします。

事務連絡  
令和 4 年 11 月 18 日

各課室契約事務担当者 各位

長官官房会計部門

### 入札・契約手続きにおける仕様書作成時の留意事項について

会計部門では、令和 4 年 6 月 29 日の第 19 回原子力規制委員会において報告した原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項に対する是正措置として、仕様書作成に関わった職員に対するヒアリング調査やファイル検索による調査を実施し、要改善事項となった事案と同様の事案がないか確認を行ってきました。

調査の結果、市場調査に当たり、事業者 1 社のみから「仕様書（案）」との名称が入ったファイルの提供を受けている事案が新たに 2 件確認されましたが、これらの事案では、提供を受けたファイルから必要な事項の選択・修正を行った上で最終的な仕様書としていることに加え、事業者との接触状況が複数職員により確認できる状況であったことなどから、要改善事項となった事案とは異なり、不適切事案ではないことが判明しました。

しかしながら、「仕様書（案）」といった形式で事業者から情報提供を受ける行為は、仕様書を事業者に作成させているとの誤解を受けかねないため、本来避けるべきであったと考えられます。

入札・契約手続きにおける仕様書作成に当たり、市場調査のために関係事業者から情報収集を行うことは当然に想定されることではありますが、その際には、「仕様書（案）」といった形式での情報提供は受けないなど、公正性かつ無差別性の確保に十分に配慮し、万が一にも事業者に仕様書を作成させているとの誤解を受けることのないよう留意しなければなりません。

各位にあつては、研修・力量管理システム上に掲載されている e ラーニング教材「入札・契約手続きの基本的手順と留意事項」等も活用して、こうした点を含む入札・契約手続きにおける基本的ルールについて今一度確認を行うとともに、その遵守を徹底するよう改めてお願いをいたします。

(以上)